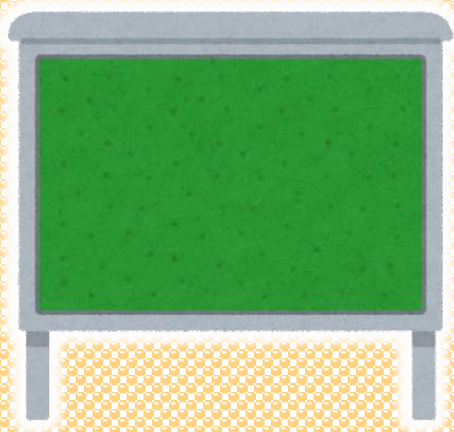




電子広報板

に掲載しませんか

町内に設置している広報板と併せて、町ホームページにも掲示物を掲載できますので、ぜひご利用ください。



©東京ハイジ/二宮町

掲示できる掲示物

- 町民が過半数を占める団体が実施するイベントや会員募集
- 町内で実施されるイベント
- 町または町教育委員会の後援名義を取得したイベント

掲示基準

- 次のすべてを満たす事業であること
- 町民の文化、学術、スポーツ等の振興・発展若しくは地域等の活性化に資することを目的とした活動又はイベント等であること。
 - 個人活動や企業等の活動でない、会則等を有する団体の活動に関すること。
 - 団体の営利を目的とした活動でないこと。
※およそ 100 人以上の参加者を見込む地域等の活性化に資するイベントは掲示可能。
 - 政治的又は、宗教的な活動でないこと。
 - 活動場所、イベント会場などが個人宅でないこと。
 - 掲示意図、内容が明確であること。
 - 事業の内容が公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがないこと。
 - 会員募集については、年度内において初めての掲示であること。

掲示できる期間

1 カ月以内（原則、毎週金曜日に掲示・撤去します。）

申込方法

地域政策課窓口（役場 2 階）で掲示物を提出し申請書を記入
※年度で初めての掲示の場合、次の書類の提出が必要ですのでご注意ください。
[団体等の会則や会員名簿、活動予定・収支が分かる書類等]



提出書類の詳細は事前にお問い合わせください。

I D
検 索

353

詳細は、広報板のホームページをご確認ください。

町地域政策課広報統計班（☎71-3313）